ヌ　指定居宅サービス等基準第百三十六条（同令第百四十条の十三において準用する場合を含む。）の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

ル　誓約書

九　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等（当該事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

ハ　当該事業所の指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項各号の規定のいずれの適用を受けるものかの別

ニ　建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

ホ　当該居宅サービスを行う事業を行う事業所（当該事業を行う部分に限る。以下このホにおいて同じ。）における入院患者又は入所者の定員（当該事業所が指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項第四号に規定する老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合にあっては、入院患者の推定数を含む。）

ヘ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

ト　運営規程

チ　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

リ　当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

ヌ　誓約書

十　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等

ハ　建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

ニ　利用者の推定数（要介護者及び要支援者のそれぞれに係る推定数を明示するものとする。）

ホ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

ヘ　運営規程

ト　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

チ　当該居宅サービスを行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

リ　指定居宅サービス等基準第百九十二条の二に規定する受託居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地

ヌ　指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

ル　誓約書

ヲ　介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十一　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所